

大規模小売店舗立地法(法第6条2項の公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年6月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	中央開発株式会社 丸亀市蓬萊町56番地																																							
大規模小売店舗の名称及び所在地	中央開発株式会社丸亀敷地商業施設 丸亀市蓬萊町56番地1																																							
変更しようとする事項	<p>1 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>(1) 駐車場の収容台数</p> <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>610台</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>731台</td> </tr> </table> <p>(2) 駐輪場の位置及び収容台数</p> <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>235台(位置については、別図のとおり)</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>270台(位置については、別図のとおり)</td> </tr> </table> <p>(3) 荷さばき施設の位置及び面積</p> <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>423㎡(位置については、別図のとおり)</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>473㎡(位置については、別図のとおり)</td> </tr> </table> <p>(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容積</p> <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>80㎡(位置については、別図のとおり)</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>113㎡(位置については、別図のとおり)</td> </tr> </table> <p>2 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗において新たに小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻</p> <p>ア 店舗A-2</p> <table border="1"> <tr> <td>新規</td> <td>開店時刻</td> <td>午前10時</td> <td>閉店時刻</td> <td>午後9時</td> </tr> </table> <p>イ 株式会社ザグザグ</p> <table border="1"> <tr> <td>新規</td> <td>開店時刻</td> <td>午前10時</td> <td>閉店時刻</td> <td>午後10時</td> </tr> </table> <p>ウ 店舗C</p> <table border="1"> <tr> <td>新規</td> <td>開店時刻</td> <td>午前10時</td> <td>閉店時刻</td> <td>午後9時</td> </tr> </table> <p>(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置</p> <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>7箇所(位置については、別図のとおり)</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>9箇所(位置については、別図のとおり)</td> </tr> </table> <p>(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 荷さばき施設B、G</p> <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>午前6時から午後12時</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>午前6時から午後10時</td> </tr> </table> <p>※なお、「別図」は省略し、その図面を下記の縦覧場所において縦覧に供する。</p>	変更前	610台	変更後	731台	変更前	235台(位置については、別図のとおり)	変更後	270台(位置については、別図のとおり)	変更前	423㎡(位置については、別図のとおり)	変更後	473㎡(位置については、別図のとおり)	変更前	80㎡(位置については、別図のとおり)	変更後	113㎡(位置については、別図のとおり)	新規	開店時刻	午前10時	閉店時刻	午後9時	新規	開店時刻	午前10時	閉店時刻	午後10時	新規	開店時刻	午前10時	閉店時刻	午後9時	変更前	7箇所(位置については、別図のとおり)	変更後	9箇所(位置については、別図のとおり)	変更前	午前6時から午後12時	変更後	午前6時から午後10時
変更前	610台																																							
変更後	731台																																							
変更前	235台(位置については、別図のとおり)																																							
変更後	270台(位置については、別図のとおり)																																							
変更前	423㎡(位置については、別図のとおり)																																							
変更後	473㎡(位置については、別図のとおり)																																							
変更前	80㎡(位置については、別図のとおり)																																							
変更後	113㎡(位置については、別図のとおり)																																							
新規	開店時刻	午前10時	閉店時刻	午後9時																																				
新規	開店時刻	午前10時	閉店時刻	午後10時																																				
新規	開店時刻	午前10時	閉店時刻	午後9時																																				
変更前	7箇所(位置については、別図のとおり)																																							
変更後	9箇所(位置については、別図のとおり)																																							
変更前	午前6時から午後12時																																							
変更後	午前6時から午後10時																																							
変更年月日	平成19年7月13日(大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項) 平成20年1月31日(大規模小売店舗の施設の配置に関する事項)																																							
変更理由	顧客の利便性向上及び敷地内のレイアウト変更のため。																																							

2 届出年月日

平成19年5月30日

大規模小売店舗立地法(法第6条2項の公告)

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業部商工観光課
縦覧期間	平成19年6月6日(水曜日)から同年10月9日(火曜日)まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内(平成19年10月9日(火曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業部商工観光課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ